

相続放棄・限定承認の申述受理の有無についての照会をされる方へ

福岡家庭裁判所

相続放棄等の申述受理の有無の照会をされるにあたっては、下記の事項について御留意の上、管轄家庭裁判所に御照会ください。

記

1 照会先の家庭裁判所

相続放棄の申述がなされるのは、被相続人(亡くなられた方)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所になりますので、まず、被相続人が亡くなられた場所を住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認の上、管轄の家庭裁判所に対して御照会ください。

参考：福岡家庭裁判所の管轄区域

福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・糸島市・古賀市
宗像市・福津市・那珂川市・糟屋郡・朝倉市・朝倉郡

2 照会者

照会者は、利害関係人（債権者・徴税官署・相続人等被相続人に対して何らかの権利を有する方）となります。

3 手数料

無料です。ただし、郵送でのやり取りを希望される場合は、返信用の切手を同封してください（戸籍等の原本還付を申請される方は、その分量を考慮した返信用の切手等を同封してください。）。

4 必要書類等

(1) 照会書

照会書は、家庭裁判所に備え置いている照会書用紙を利用して作成しても結構ですし、照会者ご自身で適宜作成しても差し支えありません。

照会書には、照会の趣旨、照会を求める理由及び照会対象者を必ず記載してください。

照会の趣旨… 被相続人の死亡時から照会回答時までに相続放棄・限定承認の申述受理がなされているかどうか。

照会を求める理由… 照会者が被相続人に対してどのような利害関係を有するかを記載し、何をするために照会回答を求めるのかを記載します。

(2) 照会者と被相続人との利害関係を証明する疎明資料

① 照会者が法人の場合

ア 資格証明書または商業登記簿謄本等の原本（照会者の会社名及び代表者名が記載されているもの）

イ 金銭消費貸借契約書や担保権が記載された不動産登記簿謄本等の債権の存在を証する書面のコピー

② 照会者が個人の場合

ア 照会者の住民票

イ 金銭消費貸借契約書や担保権が記載された不動産登記簿謄本等の債権の存在を証する書面のコピー

ウ 照会者が相続人である場合は、照会者の住民票及び被相続人との関係が分かる戸籍謄本関係

③ 照会者が代理人弁護士の場合

上記書類に加えて委任状

(3) 添付書類（被相続人の戸籍関係）

被相続人の死亡時の本籍・住所・死亡年月日が分かる『**本籍表示のある住民票除票**』または『**死亡時の戸籍謄本及び戸籍の附票**』

なお、保存期間経過等により、取得できなかった場合は、その旨の調査報告書(上申書)及びその疎明資料をご提出ください。

※ 添付書類については原本還付が可能です。原本還付の申請をして、原本とそのコピーを提出していただければ回答の際に原本を還付します。

※ 照会対象者の戸籍謄本等の提出は、原則として不要となりました。

5 回答方法

回答は、照会書に記載された同一文字の照会対象者についてのみ行いますので、被相続人死亡後、照会対象者の氏名変更の有無について戸籍謄本等にて確認されることをお勧めします。もし、氏名変更がありましたら変更前の氏名を照会書に併記してください。

被相続人の死亡が昭和年度のものについては、平成元年から現在までの調査結果を回答します。

お問い合わせ先	〒810-8652 福岡市中央区六本松4-2-4 福岡家庭裁判所家事訟廷 (Tel 092-981-9605)
---------	---